

水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策に関する最近の動向について（報告）

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 廃棄物規制課

1. 水銀廃棄物に関する廃棄物処理法の改正政省令等の施行について

1) 経緯

平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、我が国は平成 28 年 2 月に批准した。その後、平成 29 年 5 月に締約国数が発効要件である 50 か国に達したことから、平成 29 年 8 月 16 日に条約が発効したところ。

平成 25 年 10 月の条約採択を受け、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」を踏まえた、改正廃棄物処理法施行令を平成 27 年 11 月に公布し、廃水銀の特別管理廃棄物への指定等が平成 28 年 4 月 1 日より施行された。廃水銀等の処分基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準、廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等については、平成 29 年 10 月 1 日に施行されることから、改正政省令等を平成 29 年 6 月 9 日に公布したところ。

2) 改正政省令等の概要

(1) 廃水銀等の処理基準等の追加

- ①廃水銀等の処分方法の追加（硫化・固型化）
- ②廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加

(2) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準の強化

- ①水銀使用製品産業廃棄物（水銀血圧計、蛍光灯等）の収集・運搬基準の追加
- ②水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（15ppm 超）の処分基準の追加
- ③水銀使用製品産業廃棄物の安定型最終処分場への埋立禁止の明確化
- ④水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係る情報の伝達（委託契約書、マニフェスト等への記載）

3) 施行に向けた取組

平成 29 年 6 月に水銀廃棄物ガイドラインの策定に加え全国 4 カ所で説明会を実施するなど、改正政省令等の施行に向けて、周知を行ってきたところ。

2. 退蔵されている水銀使用廃製品の回収促進について

1) 一般家庭から排出される水銀体温計等について

家庭に退蔵された体温計等については、関係機関の協力を求めつつ、回収イベント、キャンペーン等により集中的に分別回収を促進する取組を平成 26 年度から開始しており、平成 28 年度までに 78 地域で実施した。

平成 29 年度は、水銀体温計等の分別回収の全国展開を図るため、引き続き回収促進事業を実施するとともに、これまでの自治体の回収の取組を紹介するセミナーを開催する予定。

2) 医療機関等から排出される水銀血圧計等について

平成 26 年度から川崎市医師会の協力を得て回収モデル事業を実施し、これまで、マニュアルの作成・周知に加え、市町村、医師会等の関係団体と連携し、回収促進事業を全国各地で実施したところ。

平成 29 年度には、これまでの医療機関を対象とした回収促進事業だけでなく、教育機関・自治体関連機関といった退蔵量の多い機関を対象として広く回収を促進していく予定。

3. 水俣条約第 1 回締約国会議（COP1）について

水俣条約第 1 回締約国会議（COP1）が平成 29 年 9 月 23 日から 29 日までの間、スイスのジュネーブにて開催される。本会合では今後条約の実施に向けて必要となるガイダンス等について議論・採択が行われる予定。なお、水銀廃棄物については、条約第 11 条において採択されるものとされている水銀廃棄物の閾値について、専門家会合の設置に関する議論が行われる予定となっている。